

広島県告示第五百二二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十七年八月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年八月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大和久井線	三原市大和町下徳良字市場三〇一番九地先から三原市大和町下徳良字市場三二八七番一地先まで	平成二十七年八月一七日